

第4回 三重県一般海域管理条例（仮称）あり方検討会（書面開催）

議 事 録

開催日（意見期間）：令和8年5月20日まで

開催方法：書面開催

1 即時執行に関する再確認について

別紙1のとおり

2 罰則規定の修正について

別紙2のとおり

別紙1

【即時執行に関する再認識について】

事務局:第4回あり方検討会において、委員より即時執行の規定に関して再確認することと意見いただいたため、事務局で①～⑥の再確認を行った。

再確認①

条例で即時執行の規定を置くことが法令上許容されるか。

事務局:第4回あり方検討会の意見を踏まえ、以下のとおり修正した。

①放置船など、大量に発生する違反物件を撤去する手法としては、多くは除去ではなく移動をもって行われることから、それ自体私人に対する影響が小さく、また、代執行による手続きを踏むとかえって時間を要することから、行政代執行や簡易代執行よりも即時執行的手法が必要であるといった規制の実効性の観点が求められる。このことから、安易な立法化ではない。

②即時執行を行うにあたり、警告を行うなど自主的履行要請を介在させ、私人への影響を下げる配慮がされている。

③一般海域における放置船が支障となっている立法事実が存在する。

④所有者に対して、命令ではなく警告で移動を要請することから、義務の履行を課していない。

●これらのことから、即時執行の規定を置くことは法令上問題ない。
このことについて異議はあるか。

各委員:異議なし

再確認②

「移動・保管」だけでなく、「除却」まで規定することについて、除却を即時執行の手法により行うことが法令上許容されるか。比例原則により違法とならないか。

事務局:第4回あり方検討会の意見を踏まえ、以下のとおり修正した。

すべての海域(港湾区域、漁港区域、海岸区域、一般海域)の放置船対策の目的は、災害時における放置船が要因となる二次被害や油漏れ等に

よる環境への影響を防止するものである。一般海域においても、この目的を基に条例を制定することとしている。本条例により、即時執行にて「移動、保管」までを規定したとき、他の水域や施設まで移動し、移動した場所において二次被害や環境影響が発生する危険性があり、放置船対策の目的を達成することができない。このため、二次被害や環境への影響の恐れがある場所に移動せざるを得ない場合に限り、売却若しくは廃棄までを即時執行として位置づけたいと考えている。ただし、所有権の侵害に配慮し、3 カ月保管したうえで売却若しくは廃棄ができるよう規定する。

このことについて異議はあるか。

各 委 員:異議なし

三浦委員:ただし、除去や売却の必要性については、第三者委員会による判定等の手続を入れるほうが望ましいと考える。

清野委員:第三者委員会の設置は大賛成である。

また、想定されるダメ事例もあらかじめ整理し、掲示しておく必要があると考える。

再確認③

即時執行の手法をとる場合、所有者が判明している船舶に対しては代執行の方法によるのか。

事務局:第4回あり方検討会の意見を踏まえ、以下のとおり修正した。

放置船舶については、管理上の支障となるため、所有者の有無にかかわらず、即時執行を規定する。占用工作物については、管理上の支障となるものは即時執行、支障とならないものは監督処分を規定している。

このことについて異議はあるか。

各委員:異議なし

再確認④

売却は即時執行の一効力としての位置づけか、そうでないか。前者であれば、船舶を移動させて公益侵害の程度が低くなった後に売却することを即時執行の効力として位置づけることは可能か(即時執行により売却を行うことは適法か。) 後者であれば、船舶所有者の所有権を侵害する違法な行為と評価されないか。

事務局:第4回あり方検討会の意見を踏まえ、以下のとおり修正した。

本条例では、売却についても即時執行の一効力として位置づけている。本条例により、即時執行にて「移動、保管」までを規定したとき、他の水域や施設まで移動し、移動した場所において二次被害や環境影響が発生する危険性があり、放置船対策の目的を達成することができない。このため、二次被害や環境への影響の恐れがある場所に移動せざるを得ない場合に限り、売却若しくは廃棄までを即時執行として位置づけたいと考えている。

このことについて異議はあるか。

各委員:異議なし

再確認⑤

除却は即時執行の一効力としての位置づけか、そうではないか。前者であれば、船舶を移動させて公益侵害の程度が低くなった後に除却することを即時執行の効力として位置づけることは可能か(即時強制により除却を行うことは適法か。) 後者であれば、船舶所有者の所有権を侵害する違法な行為と評価されないか。

事務局:第4回あり方検討会の意見を踏まえ、以下のとおり修正した。

本条例では、除却についても即時執行の一効力として位置づけている。本条例により、即時執行にて「移動、保管」までを規定したとき、他の水域や施設まで移動し、移動した場所において二次被害や環境影響が発生する危険性があり、放置船対策の目的を達成することができない。このため、二次被害や環境への影響の恐れがある場所に移動せざるを得ない場合に限り、売却若しくは廃棄までを即時執行として位置づけたいと考えている。

このことについて異議はあるか。

各委員:異議なし

再確認⑥

即時執行は、義務の賦課を前提としない。そうすると、A.「船舶を放置してはならない」という義務規定を置くこととB. 即時執行の規定を置くことは整合するか。売却や除却までを可能とする即時執行の規定としてふさわしい要件・効果を記述した条文となっているか。

事務局:第4回あり方検討会の意見を踏まえ、以下のとおり修正した。

一般的に特定の区域に放置してはならないという義務規定においても、移動することを即時執行で規定することは問題ない。

このことについて異議はあるか。

各委員:異議なし

別紙 2

【罰則規定の修正について】

事 務 局:第4回あり方検討会において、委員より罰則規定において原状回復命令違反の罰則の追加を再検討することと意見いただいたため、事務局で作成した資料「原状回復命令違反における罰則規定」をもとに再検討を行い、命令違反における罰則規定を追加した。
このことについて、異議はあるか。

各 委 員:異議なし